

(様式2)

公の施設の指定管理者制度導入施設の管理運営状況調書【対象年度:令和7年度】

所管部・課	市民福祉部 保健課
指定管理者	(株)おもてなしせんぼく

1 施設名等

施設名	仙北市民浴場東風の湯	施設の所在地	仙北市田沢湖生保内字武蔵野111-8
-----	------------	--------	--------------------

2 施設の概要

設置年月	平成12年4月1日	根拠条例等	仙北市民浴場条例
設置目的	温泉を利用した市民の憩いと、心身の保養を図ることを目的とする。		
施設内容	木造平屋建440.64m ² 、浴室2(サウナ有)、脱衣所、家族風呂、休憩和室、事務室、ロビー、ホール、トイレ、機械室		
利用料金	大人500円、小人(中学生)300円、小人(小学生以下・12歳未満の者)無料		

3 指定期間・選定方法

指定期間	令和5年4月1日 ~ 令和9年3月31日 (5年間)
選定方法	公募(応募者数: 1)・非公募(随意指定)

4 収支の状況(決算ベース)

※財源内訳 (①指定管理料のみ ②指定管理料+利用料金収入 ③利用料金収入のみ) (単位:千円)

項目/年度		令和6年度	令和7年度	項目/年度		令和6年度	令和7年度
収入	指定管理料	13,367	13,093	支出	維持管理費	18,170	15,132
	利用料金収入	14,632	6,515		事業費	0	0
	その他	707	680		その他	6,014	4,983
収入合計 ①		28,706	20,288	支出合計 ②		24,184	20,115
				収支差引(①-②)		4,522	173

※臨時的経費除く。

5 指定管理者の業務内容

- ・市民浴場の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- ・その他市民浴場の管理上必要と認めること。

6 利用実績等

(1)利用実績【指標:利用者数・利用件数・稼働率】 (単位:人、件、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和7年度(A)	2,686	3,110	2,917	3,010	4,164	3,101	958	0	0	0	0	0	19,946
令和6年度(B)	0	0	2,650	2,801	3,681	2,668	2,869	2,339	2,371	2,960	2,515	2,703	27,557
(A)/(B)	-	-	110.1%	107.5%	113.1%	116.2%	33.4%	-	-	-	-	-	72.4%

(2)利用料金収入 (単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和7年度(A)	731	1,043	1,008	1,103	1,654	1,250	397	5	0	0	4	0	7,195
令和6年度(B)	0	0	3,422	1,324	1,387	928	1,093	884	1,038	1,190	3,427	646	15,339
(A)/(B)	-	-	29.5%	83.3%	119.3%	134.7%	36.3%	0.6%	-	-	0.1%	0.0%	46.9%

※1~3、5:所管課記入・4、6:指定管理者記入

7 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価記入) ※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項 目	指 定 管 理 者	所 管 課		
		評価	評価	
施設の目的に沿った管理運営	10月10日から湯量減少と温度低下により臨時休業となっている。営業期間内においては協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営を実施した。	C	営業期間内において、協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営がなされたと認められる。	C
平等な利用の確保	仙北市民浴場条例等の関係条例の趣旨に従い、利用されるすべてのお客様に対して平等な施設利用を確保した。	B	利用者が平等に施設を利用できる環境が整備されており、軽微な苦情はあるものの問題となるものは認められなかった。	B
利用者サービス向上の取組	源泉かけ流しの質の高い温泉を市民の皆様にご提供できており、利用者の皆様より好評を得ている。 また、毎月26日を仙北市民「憩いの日」として、市民の方へ入浴料金半額で提供した。 また、回数券の割引販売を実施し、仙北市民の健康増進に寄与した。	B	地域住民のほか、観光客にも利用されており、住民交流の場ともなっている。また、「仙北市民憩いの日」には施設の利用を通常料金の半額で提供するなど利用者サービス向上の取り組みが見て取れる。	B
自主事業	風呂窓口付近にて牛乳、アイス等の飲食物を販売した。	B	施設利用者のニーズを把握するとともに、利便性の向上や経営の安定化に向けた取り組みにも積極性が見られる。	B
職員・管理体制	仕様書及び事業計画書に基づき職員配置を行った。臨時休業開始直後も職員を常駐させ、来場者に対し、丁寧な説明を心がけた。	B	マニュアルの整備や業務の見直しを図るなど職員の体制や運営管理に関して工夫をしている。また、臨時休業が始まった時期はその後の体制が定まらない状況の中、来場者への現状説明等を行っていただいた。	B
収支状況	大幅な収入減となったものの当初見込んでいた燃料費、保守点検委託費、修繕費などの支出が抑えられた。収入20,288千円に対し、支出は20,115千円であり、173千円の黒字となった。	B	急激な源泉能力低下による臨時休業であったため、その対応は困難であったものの、最低限の運営努力により適正な収支管理を実施いただいた。	B
今年度の取組（令和8年度）	約半年間の休業期間となったものの、営業期間中は安心・安全・快適な施設の提供に取り組んだ。 休業期間中は設備、建物維持管理のほか湯湯試験を実施し状況確認を実施した。 回数券を花葉館、クリオンでも利用できる措置をとった。		臨時休業中の適切な施設の維持管理及び湯湯試験による源泉状況を定期的に情報提供をいただきたい。また、引き続き回数券をお持ちのお客様に対して、花葉館及びクリオンでの併用を続けてほしい。	
総合評価	概ね協議書等に基づいた管理運営を実施できた。	B	協定書、仕様書及び事業計画書に準拠した運営に努める姿勢が見られるとともに、新たな手法を取り入れようとするなど改善努力も見られる。	B

〈指定管理者評価区分〉

- A: 仕様書等の内容を上回る成果であった。
 B: おおむね仕様書等の内容どおりの成果であった。
 C: 仕様書等の内容を下回る項目があった。
 D: 仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項があった。

〈所管課評価区分〉

- A: 仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われた。
 B: おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われた。
 C: 仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
 D: 仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

8 制度の効果及び施設管理運営の課題

項 目	指 定 管 理 者	所 管 課
制度の効果	施設管理運営の基本的な考え方に沿った管理運営ができていると考えられます。	指定管理者の努力と工夫が見られ、効果が決算にもあらわれているため、指定管理者制度の成果といえる。引き続き努力のうえ、安定経営に努めていきたい。
施設の管理運営の課題	湯量減少による休業が継続されていることから、今後の再開を期待する。	臨時休業となってから、源泉井戸内の洗浄、源泉ポンプ位置の変更による源泉能力の回復や、ボイラー及びろ過機等の更新による循環式への設備移行などを検討してきたが、いずれも費用面及び確実性などの問題・課題があるため、今後も協議をしていきたい。

※7～8: 指定管理者及び所管課記入